

# 小規模企業共済制度の改正内容について

～ 契約者のみなさまへ ～

現在ご契約されています小規模企業共済制度につきましては、平成 15 年 6 月 18 日に「小規模企業共済法の一部を改正する法律」が公布され、平成 16 年 4 月 1 日から改正制度がスタートすることとなっております。

その改正の内容は下記のとおりですので、お知らせ致します。

※ なお、本資料は改正内容の骨子です。詳細な内容については別途中小企業総合事業団から文書により送付されますので、そちらの資料をご参照ください。

## ・ 制度改正の背景等について

今回の制度改正は次のような背景から行われたものです。

- 平成 2～3 年頃から急激に金利が低下し、その低金利情勢は現在も継続しています。
- このような状況は小規模企業共済制度にとっても極めて重要な問題です。
- 本制度の資産は国が定めた方法により安全に運用されていますが、実績運用利回りはここ数年低下しており、現在の制度が必要としている運用利回りに見合う運用収入を確保できていない状況にあります。
- このままでは、将来的に共済制度の長期的安定性の確保に懸念が生じる可能性があります。  
～ もっとも、当座の共済金の支払資金が不足するなどといった事態では全くありませんのでご心配いりません。～
- そこでこのような事態を回避し、本制度を安定的にかつ健全な共済制度として末永く運営していくためには、すでに加入している契約者の方々のこれまでの期間については保証しつつ、今後の契約期間について共済金等の額の水準を引き下げ、制度全体としての総支給額を下げることが不可欠です。  
～ もちろん、今後金利情勢が好転し運用収入が十分に得られた場合は、付加共済金としてみなさまに還元いたします。～

## 〔ご参考〕

今回の制度改正は、「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」が第 156 回通常国会へ提出され、国会において審議されたのちに成立し、決定されたものです。

# 制度改正の内容について

## 1. 共済金等の額の変更

### ① 共済金額規定の政令事項化

現在、小規模企業共済法に規定されている共済金額等について、資産運用環境の変化に即応できるよう、政令で規定されるようになりました。

### ② 共済金の額の変更 (平成 16 年 4 月から)

今回の改正では、共済制度の長期的な安定性を確保するため、予定利率が変更(現行 2.5%から 1%へ)されることにより、基本共済金の額が引き下げられます。

【現行】

基本共済金の額(掛金月額が 10,000 円の場合)

	掛金総額	A 共済金	B 共済金
60 月	600,000 円	652,600 円	635,600 円
120 月	1,200,000 円	1,430,000 円	1,351,600 円
180 月	1,800,000 円	2,356,000 円	2,158,400 円
240 月	2,400,000 円	3,458,000 円	3,078,000 円
360 月	3,600,000 円	5,737,200 円	5,294,000 円

【改正後】

A 共済金	B 共済金
621,400 円	614,600 円
1,290,600 円	1,260,800 円
2,011,000 円	1,940,400 円
2,786,400 円	2,658,800 円
4,348,000 円	4,211,800 円

○ただし、新法施行日前(平成 16 年 3 月以前)から加入されている方の場合、改正前(平成 16 年 3 月以前)の期間分については、旧制度下での共済金の額が保証されます。( → 右記イメージ図をご参照ください。)

### ③ 準共済金の額の変更 (平成 16 年 4 月から)

準共済金額についても、基本的に「②共済金の額の変更」と同様の取扱いとなります。

○基本準共済金は改正後の基本 B 共済金の 91%相当額に引き下げられます。(なお、上記相当額が、「改正前の基本 B 共済金の 80%相当額」を上回る場合は、当該「改正前の基本 B 共済金の 80%相当額」となります。)

○ただし、付加準共済金および改正前期間保証部分を加えた合計額がその掛金区分に係る掛金合計額を下回る場合は、その掛金合計額がその掛金区分に係る準共済金額となります。

### ④ 解約手当金の額の変更 (平成 16 年 4 月から)

自己都合で解約した場合などに支給される解約手当金は、掛金合計額に対して一定の割合を乗じて計算されますが、この割合が以下のように引き下げられます。

掛金納付月数	支給割合
12 月以上 84 月未満	80.00 %
84 月以上 90 月未満	80.50 %
90 月以上 96 月未満	81.25 %
96 月以上 102 月未満	82.00 %
⋮	⋮
240 月以上 246 月未満	100.00 %

注 1

掛金納付月数	支給割合
246 月以上 252 月未満	100.25 %
⋮	⋮
300 月以上 306 月未満	102.50 %
⋮	⋮
474 月以上 480 月未満	109.75 %
480 月以上	注 3

注 2

注 1 : 240 月までは、現行通りの支給割合となります。

注 2 : 240 月以降は、6 ヶ月経過するごとに支給割合が 0.25% ずつ上がります。

注 3 : 480 月以降は、110% に、480 月を超える 6 ヶ月毎に 0.25% ずつ加えた割合となります。(ただし 120% を上限とします。)

○ただし、新法施行日前(平成 16 年 3 月以前)から加入されている方の場合、平成 16 年 4 月以降の掛金納付済期間分については改正後の支給割合が適用されますが、平成 16 年 3 月以前の掛金納付済期間分については旧制度下の支給割合が適用されます。

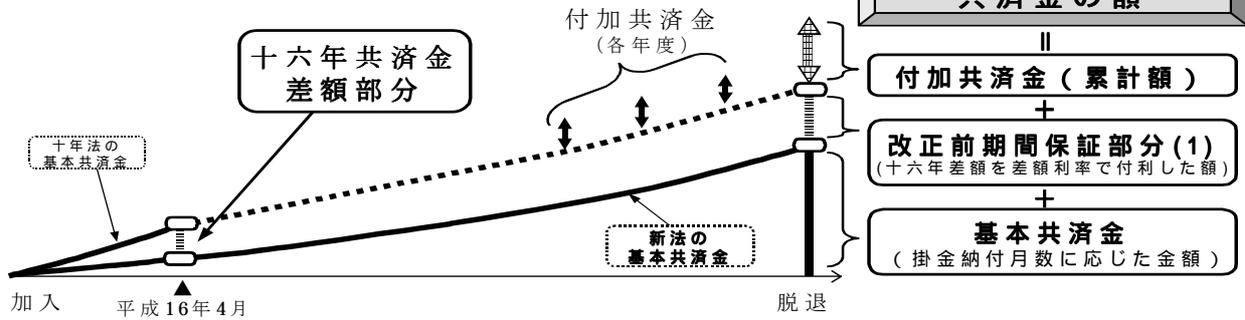
※ なお、平成 16 年 3 月 31 日までに共済(解約)事由が発生した場合は、現行制度に基づき共済金(解約手当金)が計算されます。

# 【共済金額・準共済金額に関する経過措置イメージ図】

この資料では、「旧法」とは、H8.3までの法律、「七年法」とは、H8.4からH12.3までの法律、「十年法」とは、H12.4からH16.3までの法律、「新法」とは、H16.4からの法律を指します。

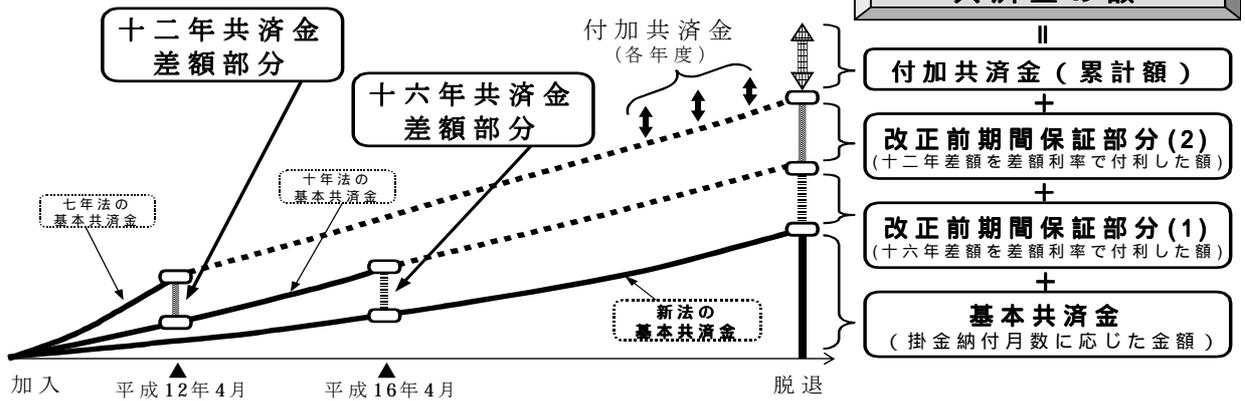
## (イ) 平成12年4月から平成16年3月までの間に加入した方

★ 平成16年3月までは十年法の基本共済金が保証されます。



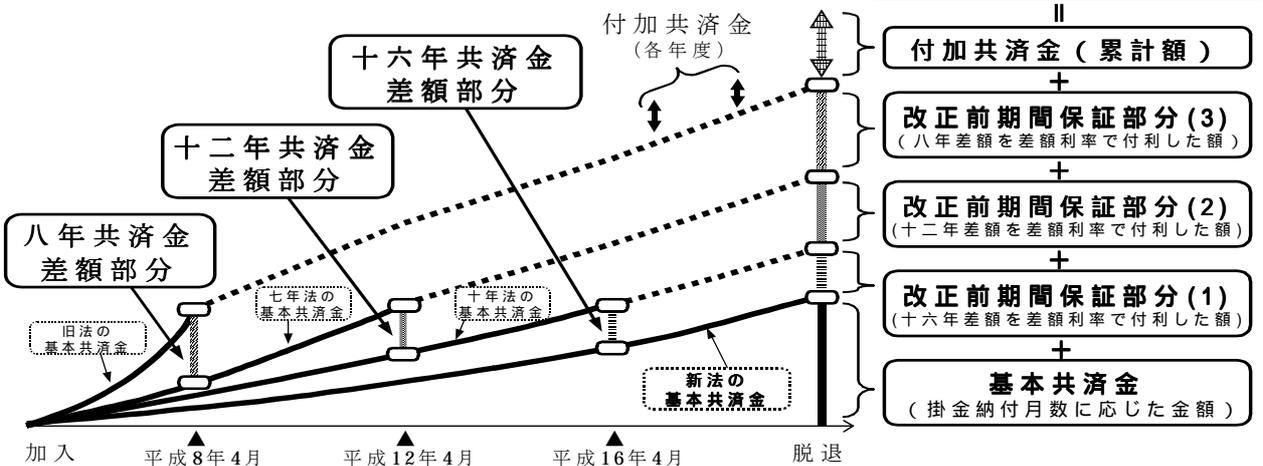
## (ロ) 平成8年4月から平成12年3月までの間に加入した方

★ 平成12年3月までは七年法の基本共済金が、平成16年3月までは十年法の基本共済金が保証されます。



## (ハ) 平成8年3月以前に加入した方

★ 平成8年3月までは旧法の基本共済金が、平成12年3月までは七年法の基本共済金が、平成16年3月までは十年法の基本共済金が保証されます。



(注1) 付加共済金(各年度)の算定に用いる付加支給率は、各年度の前年度末までに経済産業大臣が定めることになっています。なお、平成8年度から平成15年度までの実績はゼロとなっています。

(注2) 差額利率は、平成12年3月までは1.5%/年、平成12年4月以降は0.4%/年。平成16年4月以降は、それまでに経済産業大臣が定めることとなります。

## 2. 分割共済金の支給率の変更(平成16年4月から)

平成16年4月以降に共済金の分割支給の請求をする場合は、分割で受け取る場合の1回あたりの分割共済金額(年4回、3ヶ月ごとに支給される額)を算定するための率が引き下げられます。

【改正後の率】 ※  $\alpha$ は経済産業大臣の定める率で、平成15年度中に定められます。

分割支給期間10年の場合:分割共済金の額 = 共済金の額 $\times$ (0.0263 + $\alpha$ )
分割支給期間15年の場合:分割共済金の額 = 共済金の額 $\times$ (0.0180 + $\alpha$ )

ただし、平成16年3月31日以前に分割支給の請求をした場合は、現行の支給率(10年の場合0.0283、15年の場合0.0200)が適用されます。

## 3. 契約者貸付制度の創設・拡充(平成16年4月から実施)

### ① 緊急経営安定貸付制度(仮称)の新設

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者の経営の安定を図るために必要な事業資金を、納付済掛金総額の範囲内で貸し付ける制度が新たに設けられます。

### ② 既存貸付制度の拡充

- ・貸付限度額の引上げ。(一般貸付制度:現行700万円⇒1000万円程度 等)
- ・傷病災害時貸付けの貸付要件の緩和。

### ③ 全ての貸付制度の貸付利率の引下げ

- ・一般貸付制度の貸付利率は、さらに低い利率へ。(現行3.0%⇒1.5%程度)
- ・その他貸付制度の貸付利率は、政府系金融機関特別利率等を考慮した低利へ。

## 4. その他

### ① 前納減額金の減額割合の変更

掛金を前納したときに前納した月数に応じて割り引かれる前納減額金について、平成16年4月以降に前納された掛金に係る前納減額金の減額割合が、  
1,000分の2.1 から 1,000分の0.9 へ引き下げられます。

### ② 短期掛金区分に係る解約手当金算定方法の改善

現在、解約手当金の算定において、納付月数12月未満の短期掛金区分については「掛け捨て」として扱われていますが、他の掛金区分が12月以上あれば掛金納付月数が12月未満の掛金区分であっても掛け捨てとはならないよう解約手当金の算定方法が改善されます。

### ③ 資産運用責任の明確化等

小規模企業共済制度をより安全で効率的に運用するため、中小企業総合事業団は資産運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用することが義務づけられます。また、事業団役員の法令遵守・忠実義務などが規定され、資産運用責任の明確化が行なわれます。

本資料に関するお問い合わせ先は

取扱機関
------